

令和3年4月からの放課後キッズクラブ事業の見直しについて

日頃より、本市の放課後児童育成施策へのご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

現在、横浜市では、放課後キッズクラブ事業の見直しを行っています。令和3年度から、利用区分・利用日・利用時間及び保険制度等を変更しますので、お知らせいたします。ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

1 事業見直しの経過

放課後キッズクラブは、平成16年度から事業を実施していますが、事業を開始した当初から子ども達を取り巻く環境は大きく変わりました。

就労世帯が増えているだけでなく、時短勤務やテレワークの実施等といった保護者の皆さまの働き方の変化や、塾や習い事等の選択肢が増えるなど、子ども達の放課後の過ごした方も変化しています。

そこで、横浜市では、全ての児童が共に遊べるという放課後キッズクラブの良さを残しながら、様々な変化や保護者の皆様のニーズ等にも柔軟に対応していけるよう、令和4年度を目標に、全ての児童の「遊びの場」と留守家庭等児童ための「生活の場」の役割を明確にすることで、放課後を一層充実させていこうと、あり方を検討してきました。

検討にあたり、これまでに実施してきた調査や利用者の皆様・クラブの運営法人を対象としたアンケートを基に、外部の有識者の方々からのご意見等を伺いながら進めてまいりました。

今回、見直しに向けた検討の途中ではありますが、現在のコロナ禍において利用区分1の全面再開の目途が立たない中、3密を防ぎながら子ども達に対して、安全安心な放課後の居場所をしっかりと提供していくために、新区分の導入と利用日・利用時間等を変更することを令和3年4月から前倒して実施することとしました。

また、現在利用登録時に加入していただいている保険についても、契約者として傷害見舞金制度を運営していた「横浜市放課後児童育成事業推進協議会」が解散することに伴い、令和3年度から変更する必要が生じました。そこで、新たな保険に加入いただくことに伴い、入院時や対人・対物賠償等の補償内容が充実させるとともに掛け金も変更となります。

2 令和3年度からの変更内容

《見直しの全体像》

利用区分	わくわく区分 【区分1】	すくすく区分【区分2】	
		《新区分》 ゆうやけ【A】	ほしぞら【B】
利用目的	遊びの場	遊びの場+生活の場	
登録条件	当該校に通学している児童及び 当該校区に居住している児童	留守家庭児童等であること	
平日の 利用時間	放課後～原則午後4時まで※ (コロナや猛暑等の状況下では利用休止)	放課後～午後5時まで	放課後～午後7時まで
土曜・長期休 業の利用時間	①土曜日：原則実施なし※ ②長期休業日：2時間程度	午前8時30分～午後5時まで	午前8時30分～午後7時まで
利用料	無料	月額2,000円+おやつ代	月額5,000円+おやつ代
スポット利用	800円+おやつ代	400円	-
保険加入料	800円以内(クラブにより異なります)		

※プログラム実施時など、例外あり

(下線が令和3年度から変更となる部分です)

3 区分1をご利用の皆さまへ

今回の見直しにより、区分1の利用時間を短縮しますが、子どもたちが、わくわく楽しめる遊びの場の提供をしていけるよう、検討を進めてまいりますので、引き続き「わくわく区分」をご利用ください。

「すくすく区分」については、遊びの場に加え、おやつや宿題の時間等を確保することで、生活リズムを身につけられるよう、自宅にいるのと同様に生活の場としてご利用いただけます。

また、現在のようなコロナ禍においても、閉所せず安定して利用していただけることも大きな特徴であり、「すくすく（ゆうやけ）」区分は、保護者の皆様の多様な働き方に合わせてご利用いただけるよう、新設いたしました。

お子さまの預かりの場としてキッズのご利用をお考えの場合は、「すくすく区分」の利用を是非ご検討くださいますようお願いいたします。

4 その他

放課後キッズクラブでは、「放課後キッズクラブ入会のしおり」を作成し、ご利用いただく皆さまに配布していますので、各クラブ詳細については、入会のしおりにて、ご確認ください。

また、放課後キッズクラブ事業の見直しは、今後も検討を続けてまいります。

検討の節目ごとに保護者の皆さまへ内容をお伝えさせていただきますが、検討経過や詳細については、以下の横浜市のホームページをご覧ください。

【横浜市ホームページ】

◆URL

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hokago/hokagokids/minaoshi.html>

トップページ>暮らし・総合>子育て・教育>放課後児童育成>放課後キッズクラブ>放課後キッズクラブの質の向上に向けた事業の見直しについて

◆二次元コード



《お問い合わせ先》

- | | |
|----------------------------|-------------------|
| ◇キッズクラブの具体的な利用方法や申込に関するご相談 | → 各キッズクラブ |
| ◇キッズクラブの日常の運営に関するご相談 | → 各区役所こども家庭支援課 |
| ◇事業の見直しや制度設計に関するご相談 | → こども青少年局放課後児童育成課 |

担当：横浜市こども青少年局放課後児童育成課
電話：671-4068